

# 寄付金に対する減免税措置について

法人税法第37条第3項第2号および所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき学校など「特定公益増進法人」に対する寄付金につきましては、法人、個人を問わず次のような減免税措置が受けられます。

## ①個人の場合

下記の計算方式により、当該年の課税所得額から控除されますので、本学発行の「領収書」を所轄税務署に提出して確定申告をしてください。

### ▼ 計算方式



## ②法人の場合

特定寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠として損金算入されます。

### ▼ 一般寄付金の損金算入限度額の計算方式



※ 法人の場合はこの他に全額損金算入できる「受配者指定寄付金」の制度もあります。  
これは日本私立学校振興・共済事業団を通じる制度で、領収書も事業団から発行されます。  
詳しくは事務局までお問い合わせください。